

埼玉県外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、経済連携協定(EPA)に基づき入国する外国人看護師候補者の就労研修を支援するため、外国人看護師候補者の受入施設に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象施設)

第2条 補助の対象となる施設は、県内に所在する経済連携協定(EPA)に基づき入国する外国人看護師候補者の受入施設とする。

2 前項の外国人看護師候補者が看護師国家試験に合格し看護師となった場合、合格後1年間に限り当該受入施設を対象とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、平成22年3月24日付医政発0324第21号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等の実施について」に基づく、外国人看護師候補者就労研修支援事業とする。

2 外国人看護師候補者就労研修支援事業は、外国人看護師候補者の日本語能力を向上するための日本語習得支援事業、外国人看護師候補者に対する国家資格の取得に向けた就労研修支援事業を実施する。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、第3条に定める事業の実施に伴う経費とする。ただし、対象経費は、指導者経費(謝金、人件費、手当)、報償費、旅費、需用費(図書購入費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(雑役務費、通信運搬費)、備品購入費に限る。

(補助額)

第5条 前条の経費に対する補助額は、次の算定方法により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 基準額は、日本語習得支援事業は、候補者一人当たり117千円とし、就労研修支援事業については受入施設一か所当たり461千円とし、基準額と前条に定める補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、厚生労働省が所管する「医療提供体制推進事業費補助金」における外国人看護師候補者就労研修支援事業の交付額を上限とする。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第2項の申請書の提出期限は、別途知事が定めるものとし、その提出部数は1部とする。

(申請書の記載事項)

第7条 規則第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事項については、記載することを要しない。

2 規則第4条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 事業の内容を変更(ただし、軽微な変更を除く。)する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) この補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省・労働省令第6号)の適用がある。

(交付決定通知書の様式)

第9条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の概算払)

第10条 知事は、必要があると認める場合においては、予算の範囲内において概算払することができる。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式)

第12条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(報告書の提出時期等)

第13条 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業の完了(補助事業の中止、廃止の場合を含む。)後、30日以内、又は補助金交付申請日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(確定通知書の様式)

第14条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(補助金の返還)

第15条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

(書類の整備)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除措置)

第17条 知事は、補助事業者が次の各号の一のいずれかに該当する場合は、この要綱による補助金を交付しないことができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(埼玉県暴力団排除条例(平成 23 年埼玉県条例第 39 号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約(以下「委託契約等」という。)を締結する場合に、その相手方が(1)から(4)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、(1)から(4)までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合((5)に該当する場合を除く。)に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。
- 2 知事は、交付の決定があつた後において、法人等が前項の各号の一のいずれかに該当することが判明した場合は、この要綱による補助金の交付の決定を取り消すことができる。
 - 3 前項の規定により交付の決定を取り消したときは、既に交付した補助金の返還を命じるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年8月5日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年7月8日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。

様式第1号(第6条関係)

令和 年度埼玉県外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金
交付申請書

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事

法人所在地

法 人 名

代表者職・氏名

(病院名)

下記により令和 年度埼玉県外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金の交付を受けたい
ので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

令和 年度外国人看護師候補者就労研修支援事業にかかる補助金の事業計画

様式第2号(第9条関係)

令和 年度埼玉県外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金
交付決定通知書

医人第 号
令和 年 月 日

様

埼 玉 県 知 事

令和 年 月 日付 第 号で申請のあった、令和 年度埼玉県外国人看護師候補者就
労研修支援事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 交付方法
- 3 条 件

この補助金は、交付要綱第8条に掲げる事項を条件として交付するものである。

様式第3号(第12条関係)

令和 年度埼玉県外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金
実績報告書

第 号
令和 年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事

法人所在地

法 人 名

代表者職・氏名

(病院名)

令和 年 月 日付 医第 号で交付決定の通知を受けた、令和 年度埼玉県外国人
看護師候補者就労研修支援事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の
規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の精算額 金 円
- 2 添付書類

令和 年度玉県外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金
交付額確定通知書

医人第 号
令和 年 月 日

様

埼 玉 県 知 事

令和 年 月 日付 医 第 号で交付決定した、令和 年度玉県外国人看護師候補者
就労研修支援事業費補助金について、下記のとおり交付額を確定する。

記

確定金額 金 円

第 号
令和 年 月 日

令和 年度消費税仕入控除税額報告書

（あて先）
埼玉県知事

所在地
名 称
代表者職・氏名

令和 年 月 日付医第 号により交付決定があった令和 年度埼玉県
外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金について、交付決定通知書に付された条件に基
づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付確定額又は事業実績報告額 金 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
(要県補助金返還相当額) 金 円
- 別添 参考となる書類（2 の金額の積算の内訳等）